

(様式1)

富教総第 271 号

平成30年 2月 19日

文部科学大臣 殿

大阪府富田林市長 多田利喜 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

大阪府富田林市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成29年度（1年間）

(担当)

富田林市教育委員会教育総務課

住所：大阪府富田林市常盤町1番1号

電話：0721-25-1000

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

近年の大規模な地震では、構造体の被害が軽微な場合も非構造部材の被害により、人的被害だけではなく地域住民の避難場所としての機能を損なう可能性があることから、小学校3校・中学校2校の屋内運動場非構造部材耐震化対策を行い、安全性の確保を図ります。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

児童・生徒の成長と健康にとって快適な排便は極めて重要であるという認識の上に立ち、本市では平成14年度から小・中学校において、年次計画的にトイレの整備をしています。学校トイレを明るく清潔で快適な環境とするために、今年度は寺池台小学校、向陽台小学校、喜志中学校のトイレを整備します。また、一年を通じて生徒が安全で快適な学校生活を送り、集中して学習できる教育環境を整えるため、全中学校8校の1年生普通教室、管理諸室へ空調設備の設置を行い、教育環境の質的な向上を図ります。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		16 校
中学校		8 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		10 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	8 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	未定
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間経過後に、その策定した指標等に基づき目標の達成状況の評価を行い、評価結果は富田林市ウェブサイト等にて公表します。

